

平成26年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第222回定例会 7月30日開会

7月30日閉会

第22回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成26年7月30日（水曜日）

第222回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成26年7月30日(水)

出席議員(16名)

1番 保科惣一郎君	2番 佐藤英雄君
3番 佐藤正友君	4番 谷津睦夫君
5番 佐藤長成君	6番 馬場勝彦君
7番 村上満君	8番 管原研治君
9番 秋山昇君	10番 佐藤貴久君
11番 斎藤万之丞君	12番 吉野敏明君
13番 加藤克明君	14番 舟山彰君
17番 海川正則君	18番 佐藤吉市君

欠席議員(2名)

15番 大浪俊憲君 16番 大宮博吉君

説明のため出席した者

理事長	風間康静君	理事長職務代理者	滝口茂君
理事	大友喜助君	蔵王町副町長	斎藤俊一君
理事	梅津輝雄君	理事	伊勢伊勢君
理事	佐藤英雄君	理事	小山修作君
理事	保科郷雄君	助役	岩間裕利君
教育長	佐藤隆夫君	監査委員	佐藤長壽郎君
会計管理者	佐藤克也君	総務課長	阿部和之君
企画財政課長	水戸卓司君	滞納整理課長	木村洋君
介護保険課長	加藤雅章君	業務課長	加藤弘一君
消防長	宍戸克美君	次長	佐藤義信君
管理課長	村上雅浩君	予防課長	大庭喜生君
指令課長	松井栄紀君	教育次長	戸水彥雅君
業務課長補佐	阿部直樹君		

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正俊君 書記 佐藤盛一君

議事日程

平成26年7月30日（水） 午後3時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 第 6 第15号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 第6号）

午後4時7分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

報告第 1号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

第15号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 第6号）

午後3時 開会

○議長（海川正則君） 開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

去る7月6日に柴田町長選挙が行われ、その結果、滝口茂君が4選目の当選をされ、7月23日付けで引き続き理事に御就任されました。

この際、滝口理事に御登壇の上、御挨拶を頂きたいと思います。滝口理事。

〔理事 滝口茂君 登壇〕

○理事（滝口茂君） 4期目ということで、この広域では1番古い理事になったようでございますが、これから4年間も一つよろしくお願ひしたいということで、簡単ではございますが御挨拶とさせて頂きます。よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（海川正則君） ここで理事長から、理事会体制につきまして、御報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。皆さんこんにちは。

去る、7月24日開催の理事会臨時会におきまして、理事長職務代理者の選任が行われました。その結果、柴田町長の滝口茂君が理事長職務代理者に再任されましたので、御報告を申し上げます。以上です。

○議長（海川正則君） これより、第222回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

また、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により議会に出席しておりますので、御了承願います。

本日の会議に、15番大浪俊憲君、16番大宮博吉君より欠席の届け出があります。

只今の出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番保科惣一郎君、4番谷津睦夫君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、監査委員からの監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。本日ここに、第 222 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことが出来ますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに、当組合に対して損害賠償を請求する裁判の経過についてであります。昨年 12 月 26 日の議会定例会で申し上げた●●氏から訴えられている裁判の第 4 回口頭弁論に代わる準備手続きが、本年 2 月 7 日に行われております。この裁判では、昨年 11 月に原告から提出された準備書面に対する組合の主張を答弁書にまとめ提出いたしております。また、裁判所から建設候補地の決定に係る理事会会議録の提出を求められ、理事会協議のうえ 2 月末に会議録を提出したところであります。その後、3 度の裁判が行われており、5 月 14 日に行われた第 6 回口頭弁論に代わる準備手続きでは、原告側から損害に関する主張の書面が提出されております。主張の内容といたしましては、転売機会の喪失による損害 3,000 万円等、総額 4,290 万円の損害を主張するもので、昨年 6 月に提出された訴状と同じ損害額となっております。現在、裁判所から原告に対し、損害額 3,000 万円の証明に関する書面の提出が求められているところであります。次回は 9 月 3 日に第 8 回の口頭弁論が予定されており、提出される書面の内容を確認し、引き続き組合の主張を述べて参りたいと考えております。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター施設整備運営事業の進捗状況についてであります。本事業については、本年 1 月 27 日開催の第 220 回議会臨時会において、代表企業である株式会社神鋼環境ソリューション他 2 者を相手方とする特定事業契約を同日付で議会の議決を得て本契約を締結したところであります。その後の進捗状況についてですが、各関係府と建設等に伴う約 60 種の許認可申請事務の協議を行っている他、代表企業と協議を行いながら、本体建設等に係る実施設計を進めている状況であります。建設用地の造成に伴う森林法に基づく林地開発協議については、宮城県から 5 月 30 日付で許可を受け、6 月 6 日から建設用地の立木伐採に着手しており、伐採が終了する 8 月中旬から本格的な造成工事に着手することといたしております。また、その後の予定につきましては、プラント機器については、本年 9 月から工場製作を始めることとしており、

本体建設工事については、建築確認申請の認可時期を年内に設定し、来年1月頃に工事着工を予定しております。今後も（仮称）仙南クリーンセンターの平成29年度稼働に向けて、銳意努力して参りますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、角田消防署丸森出張所庁舎の完成についてであります。平成25年度事業として進めて参りました角田消防署丸森出張所庁舎建設工事は、東日本大震災の影響による人手不足等により、平成26年度に予算の繰り越しを行い実施して参りましたが、去る6月19日に、めでたく完成いたしました。なお、新庁舎につきましては、年度内の3月20日に完成し、3月29日から新庁舎での業務を開始しております。丸森出張所は、木造2階一部鉄骨造で、建築面積は456.40平方メートルとなっており、非常用発電設備の他、自然災害等の長期化に対応出来るよう、車両燃料確保のための危険物屋内貯蔵庫を併設しており、地域住民の安全安心の拠り所になるものと確信いたしております。

次に、緊急Web通報システムの運用開始についてであります。本システムは、聴覚言語機能に障がいのある方が携帯電話、PHS、スマートフォン及びパソコンから簡単に119番通報出来るシステムで、本年7月1日から運用を開始したところであります。利用者は、事前の登録が必要となりますが、ボタン操作で通報が可能となり、外出先からでも簡単に緊急通報が出来るもので、障がいのある方の安心安全に寄与するものと考えております。

次に、元消防職員の懲戒処分に係る不服申立に関する経過についてであります。昨年1月4日付で、宮城県人事委員会に対し、懲戒処分の取り消しを求める不服申立がなされたことにつきまして、御報告いたします。本年1月15日付けで宮城県人事委員会から本件不服申立に対する答弁書の提出を求められ、2月13日付けで、代理人弁護士を通して、答弁書を提出しております。その後、不服申立人より答弁書に対する反論書が提出され、5月26日付けで、速やかに棄却するよう再答弁書を提出したところであります。本懲戒処分については、手続き上の瑕疵はなく、地方公務員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったのは確実であり、今後共、代理人弁護士を通して組合の主張を述べて参ります。

次に、AZ9ジュニア・アクターズのオーディションの結果についてであります。将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しておりますAZ9ジュニア・アクターズ養成事業ですが、本年度も第22期生として、圏域内の小学4年生から6年生の児童を対象に募集したところ、7名の応募者があり、去る6月15日にオーディションを行い、参加した7名全員を選考したところであります。その後1名が辞退したことから、第22期生は6名となっております。第20期生、21期生と合わせ、計29名のジュニア・アクターズは、演出家から演技等舞台芸術の指導を受け、来年2月の拠点公演に向け、レッスンを開始したところであります。また、今年度は地域公演を行うこととしており、

2月の拠点公演で上演した、丸森キャッツを10月26日に丸森町において再演いたしますので、是非、足を運んで頂ければと存じます。

最後に、えずこシアターの韓国2014年光州平和演劇祭への参加についてあります。えずこシアターは、えずこホール開館と同時に旗揚げをした住民劇団で、旗揚げ以来17年間、地域に根差した活動を継続的に展開しております。今回の演劇祭には、文化による国際交流事業として参加するものであります。2度の公演を予定しており、公演日は8月30日、31日の両日、会場は韓国光州市の光州文化芸術会館であります。以上、御報告いたします。

日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。本定例会における一般質問の通告は2名であります。なお、議会先例で定めているとおり、発言時間は再質問、再々質問を含めて30分以内とすることを例としております。残り5分前に1回、終了時に2回ベルを鳴らしますので御了承願います。それでは、5番佐藤長成君、登壇発言願います。

5番、佐藤長成君。

○5番（佐藤長成君） はい。5番、佐藤長成でございます。只今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

有害鳥獣対策に伴うその後の対応と組合施設に於ける受け入れ態勢について。

近年、イノシシによる被害が益々拡大していることに鑑み、議員各位が構成市町の共通する課題でもあるとの見解から、組合議会を代表した形で一般質問を行います。質問は、有害鳥獣対策に伴うその後の対応について、並びに組合施設に於ける受け入れ態勢について伺いますので、明快な答弁を願っております。

先ず、1点目でありますが、既に、これまで一般質問で、有害鳥獣対策、特にイノシシによる被害が拡大している中で、わが街から追い払えばいいということではなく、広域的に取り組み捕獲頭数を増やす必要があるとの意見が出されると共に、仙南圏域全体の共通した課題でもあるとして、組合議会から四者会談を通じて有害鳥獣の駆除とその対策について理事会に要望をし、回答を頂いているところであります。理事会としては、組合の共同処理事務ではないものの、構成市町がそれぞれ連絡調整をしながら、宮城県が定めた計画を確実に実施すると共に、県に対して市長会、町村長会等を通じて訴えて行くとのことで回答を頂いたことは、重要性を認識して頂いたものと敬意を表するところであります。そこで伺いますが、市長会、町村長会等において、その後、いつどの様な形で訴えているのかを伺うものであります。

2点目の質問でありますが、組合施設に於ける受け入れ態勢についてであります。イノシシの焼却処理経費は、ごみの実績割に算入するとの回答であり、このことについては、市町毎に搬入される頭数が異なるので正しい判断だと理解いたします。しかし、受

け入れ方法については従来のとおり細断し、ブロック化して搬入をして貰うとの回答がありました。以前、要望した際にも述べましたが、駆除隊や狩猟者の皆さんのが殺処分したイノシシは、主に埋設をしているのが現況であるが、埋設にも限度があり、高齢化に伴い埋設の労力も負担になってきていることから、死体動物は一般廃棄物として定められているので、組合施設での受け入れ環境の整備を図られたいと要望いたしました。しかし、回答では従来のとおりとするとのことでありました。それでは、殺処分後に解体して持ち込まなければならないということであり、解体する場所の問題や駆除隊及び狩猟者の負担が大きく、捕獲する意欲が湧いてこないのではと思っております。このような状況の中で、イノシシは1年で、ねずみ算式に増え、里山がイノシシだらけになってしまふのではと不安を訴えている住民の方もいるところであります。御案内のとおり、イノシシの被害は年々多くなり目に余るほどであります。昨今、市町によっては田畠ばかりでなく、道路や家庭の庭先まで出没して、家庭菜園への被害をはじめ、自動車との衝突や児童、生徒の安全通学が確保出来ない等の生活環境も脅かす状況であります。また、捕獲頭数の多い市町では、埋設処分を行う際に自力で用地を確保しなければならないことや埋設した場所から他の獣が掘り返すなどして、ハエが湧いて環境汚染にもつながり、埋める場所もなくなってきているとのことであります。これらを考えますと、駆除隊や狩猟者が捕獲しやすい環境を整えてやることも必要ではないかと思いますので、一般廃棄物、死体動物の観点から理事会として、（仮称）仙南クリーンセンターでの受け入れ態勢を含め、今後の考え方についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。佐藤長成議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

第1点目の質問であります有害鳥獣対策に伴うその後の対応についてお答えいたします。有害鳥獣対策について、市長会、町村会等において、どのように対応したかとの御質問でありますが、議員御指摘のとおり、組合の共同処理事務ではございませんことから理事会という立場でお答えすることは出来ないことがありますが、2市7町の首長として市長会、町村会に属しておりますので簡潔にお答えをいたします。

宮城県市長会に対しましては、有害鳥獣による被害防止対策の拡充を要望し、これを受け、県市長会では、東日本大震災からの復旧復興に関する特別決議を行い、その中で原発事故に対する対応としてイノシシ被害に係る支援を要望事項として取りまとめ、本年5月16日の東北市長会総会、5月26日の県市長会における復興局への要望活動、5月30日の県市町村長会議、6月3日から4日に東京都で行われた全国市長会において、特別決議を提出し要望した他、宮城県関係国會議員との懇談会において個別要望したところであります。また、宮城県町村会においては、県等に対し、機会があるたび訴えて

いるところでありますが、毎年11月に県知事に対して要望している、県の予算編成並びに施策に関する要望書の中に、鳥獣被害対策を盛り込むよう事務を進めているとのことです。今後共、首長として、広域的な駆除、防除、処理等の対策を講じて頂くよう機会のある都度訴えて参りたいと考えております。

次に、2点目の組合施設における受け入れ態勢についての御質問であります。有害鳥獣として駆除したイノシシの処理につきましては、本来であれば、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、宮城県が平成25年3月に策定したイノシシ保護管理計画により、県と市町村との役割分担により、駆除隊及び狩猟者が捕獲しやすい環境整備や処分等について、それぞれ対策を講じるものであると考えております。議員御承知のとおり、四者会談を受けて本年2月に理事会の統一見解として回答しているとおり、理事会において協議調整を行った結果、当組合に負託された共同処理事務ではないものの、組合として有害鳥獣であるイノシシの受け入れ処理を行うものとしたものであります。受け入れ処理については、従来であれば、動物焼却施設において処理を行うところですが、イノシシのような大型の動物については処理することが困難であり、搬入される処理頭数も増加しているため、角田衛生センターごみ処理施設において焼却処理することとしたところであります。しかし、角田衛生センターでは、イノシシをそのままの状態で受け入れて焼却することは構造上不可能であり、大型動物を切断する設備がないことから、各市町において細断し、ブロック化したうえで施設に搬入をお願いしているところであります。

次に、(仮称)仙南クリーンセンターにおける受け入れ態勢についてであります。議員御承知のとおり、本年1月27日の第220回議会臨時会において本契約の議決を頂き、整備工事と15年間の運営業務の内容を定めた要求水準書を基に株式会社神鋼環境ソリューション他2者と特定事業契約を締結しております。その要求水準書では、現在、受け入れを行っている一般廃棄物については、処理の対象としていることから、ブロック化したイノシシは受け入れが可能であると考えておりますが、処理対象ごみとして明記していないことから、運営事業者であります株式会社仙南環境サービスとの協議、調整が必要であると考えております。今後の新施設での受け入れについては、現在、各市町での処理方法がそれぞれ異なっておりのことから、衛生担当課長会議等を開催し、検討して参りたいと考えております。以上です。

○5番(佐藤長成君) はい。

○議長(海川正則君) 5番、佐藤長成君の再質問を許します。

○5番(佐藤長成君) 今回の一般質問でありますが、先程述べましたように仙南広域議会において、構成する2市7町の各議員からは有害鳥獣対策、特にイノシシの対策について、農作物被害の問題だけではなくて車の衝突、そして交通事故被害やイノシシが通学時間帯に出没する危険な通学路の問題等、喫緊の広域的な対策が必要であるとのこと

であります。この件につきましては構成する各首長さん方に広域の連携や体制について、広域理事会において議論を深めて頂きたく、議会を代表して的一般質問をさせて頂きました。

只今は、理事長から理事会と言う立場ではなく、理事の統一見解として首長としての答弁を頂き、大変ありがとうございました。

1点目の有害鳥獣対策に伴うその後の対応については、東日本大震災からの復興復旧に関する特別決議の中でイノシシ被害に係る支援を要望事項として取りまとめ、東北の市長会総会、県市長会による復興局への要望活動。県市町村長会議。全国市長会において特別決議。そして宮城県関係国會議員との懇談会において要望活動等、極めてきめ細かな対応に感謝をいたしますと共に敬意を表するところであります。組合議会といたしまして、我々議会といたしましても、ただ単に理事会に要望すると留めることなく、組合議会として仙南町村議長会並びに白石市議会、角田市議会にお願いし、町村議長会をはじめ白石、角田、名取、岩沼、石巻、気仙沼市議会議長会において県知事、県議会議長、所管部長に対して有害鳥獣の被害対策の財政支援の要望を提出いたしております。そして、宮城県の農産園芸環境課では捕獲計画を立てる市町に埋設場所を確保するよう依頼すると共に、更に何らかの施設整備をする等、知恵を絞りたいとコメントされているようですが、今後共、機会ある毎に要望をして頂くようにお願いを申し上げるものでございます。

2点目の組合施設に於ける受け入れ態勢については、現状のとおりとし、仙南クリーンセンターにおいてもブロック化して受け入れしていくとのことであります。四者会談における要望事項に対する回答と同じく、進展のない答弁であると感じております。また、答弁にありましたように鳥獣対策については、組合の共同処理事務ではなくて県や市町の事務であることは私共議会においても理解はしております。しかし、それぞれの市町では対策は講じているものの一向に捕獲頭数は減ることなく、増えイノシシ被害が拡大していく中で質問でも申し上げているように、埋設処理や解体処理には駆除隊や狩猟者の負担が大きく、捕獲する意欲が沸いてこないとの話も聞こえております。理事である首長さん方もそれぞれの市町で聞いているのではないかと思っております。平成26年、本年の5月の23日に改正鳥獣保護法が可決成立をいたしました。完了法律名称等目的に加えて、被害対策に本腰を入れるとし、公布から1年内に施行するとされております。これは夜間の猟銃の使用を認める。そして捕獲のための免許取得年齢を現行の20歳以上から18歳以上に引き下げるとしております。従って今後、捕獲頭数の増大がこの広域内でも見込まれるものと思います。現在のイノシシは放射能の関係で、食用としての活用が見込めないことから、処分体制の整備、確立は急務なことであると思います。業務の内容を定めた要求水準を基にブロック化したイノシシは受け入れ可能と答弁を、先程頂きました。捕獲したイノシシをブロック化しない個体のまま、いわゆる1

頭丸ごと焼却は出来ないものなのか。（仮称）仙南クリーンセンターでは、最新の技術で整備される設備でありますから、このことについてはどうなんでしょうか。焼却処分の問題に対して、広域の理事会及び当局でどのような検討を行ったのか。また、このことについて今後検討の余地はあるのか。再度、伺いいたします。

○理事長（風間康静君）　はい、議長。

○議長（海川正則君）　風間理事長。

○理事長（風間康静君）　はい。お答えを申し上げます。先ず、今の焼却炉、現有ですよ。

大河原でも角田にある焼却炉。そして今度新しく出来る（仮称）仙南クリーンセンターの部分においても、1頭丸々というのは構造上無理だというのが結論でございます。ですからブロック化がどうしても必要であるというのが現状であります。ですから、今、現時点では多分、各市町共にそれぞれ1番大変なのが細断が出来るか、出来ないか。それと埋めるところがもう無くなっているぞっていうのが多分、悩みだと思います。今その中で、2市7町の首長同士でしっかりと話しをしながら、今度ですね、4市9町に広げて県南サミットがございますので、敢えてその時にもう1度、ちょっと知事に要望書を出しながら、お互いの良い知恵をちょっと教えてくれと。どういうふうにやって、どこにどういうふうに、何個作れるとか。何か踏まえたうえでやっていかなければならぬと。今、前に向かって進んでいます。以上です。

○議長（海川正則君）　5番、佐藤長成君の再々質問を許します。

○5番（佐藤長成君）　はい。現在の角田衛生センターでは1頭丸ごと焼却出来ないというのは、私共も理解はしております。そういう関係で今、各市町村で三つのブロックに分けて搬入して焼却している。その現状は重々、私共も理解はしておりますし、ただ、私が質問しているのは今後作ろうとしている（仮称）仙南クリーンセンターでの、その処分について、そういう施設を作つて出来ないかということでございますので、この施設で大型のイノシシを、個体のまま焼却することは不可能だということであれば、何が不可能なのか。その辺を十分、今後の理事会の中で検討して頂いて、前向きに検討して頂きたいと思っております。全国の先進地においても具体的な施設整備を行つたところがあります。その実例は皆さんも御承知だと思いますけれども、京都府の福知山市、それから舞鶴市、綾部市といった広域で建設をして、これから計画をしております。駆除頭数が年々増加し狩猟者の高齢化が進み、負担が多く、現在の焼却施設で処理が困難だということで、負担軽減が、処理の迅速化を図る目的で設置されるもので、広域の理事会でこのような先進地事例を調べて頂いて、仙南クリーンセンターでの焼却処分の今後の検討を願っているものでございます。

そして、次の質問に入りたいと思っております。

現在の農家の実態として、昨今、歴史的な農業政策の大転換を迎えており、農業従事者も高齢化していることや後継者不足により、農業を取り巻く環境が大変厳しい状

況にあると思っております。この件については、皆様よく御存じのことだろうと思っておりますし、稲穂が色付いてあと2、3日後に収穫出来る時期に、一晩のイノシシの出没で1年間丹精に育てた稻が荒らされて、収穫出来ないといった被害も発生しております。このことから、イノシシによる被害でやる気を失って、耕作放棄面積が拡大し、中山間地域から農業が消えてしまうのではないかという懸念も生じております。これらのことから、駆除隊や狩猟者の皆さんと一体となって、一頭でも多くの個体を減らすために私共の紹介ではありますけれども、蔵王町では有害鳥獣解体場、施設を整備するため今年度予算計上し、現在取り組んでおるところでございます。これは広域全体を考えた場合に、我が町だけでは限界があります。どうにもならない状況にあると思いますので、是非、2市7町が一体となって埋設処分先の確保や焼却処分しやすい環境づくりを、今までより一歩進んだ対策が必要ではないかと思っておりますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（海川正則君）　　はい、理事長。

○理事長（風間康静君）　　はい、議長。

○議長（海川正則君）　　理事長。

○理事長（風間康静君）　お答え申しますっていうよりも、本当、ちょっとお聞きしたいんですけども、蔵王町で作られるんであれば2市7町、やって頂けるとありがたいなとは思う。結局、1番大変なのは捕ったやつの解体なんですよ。燃やすための。その部分がどのように出来るかが。簡単に出来ないか。破碎機をもってきて単にそれで大丈夫かどうかという部分もある。その辺、舞鶴辺りで作られた部分見ると、あれは今度、売るという部分の方にも出てきていますので、そういう点を踏まえたうえで、では、どこに作ろうか。例えば2市7町でやった場合。そういうことを踏まえていかなきゃないので、一斉にすぐにポッと。逆に言うと、今、何が辛いかというと捕っても売れない。出荷規制掛かっている部分。それをその後、解体をして焼くのが1番楽なんですが、解体が出来ない、これが悩みで1つずつ今、先程言ったように県の部分を含めたうえで、国からどのような、何かがあるかどうかを、これから前向きに、先程言ったように検討して進んで行きたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（海川正則君）　理事長、質問に答弁漏れがありますので、再度確認してください。佐藤長成君の質問に対して、理事長の答弁漏れがあります。仙南、新クリーンセンター、個体で出来ないのかとか、どういう課題があるのかとか、理事会でどういう話しをしたのかって、再々質問していますので。はい。

○理事長（風間康静君）　よく分からないですけども。

○議長（海川正則君）　いや、分からぬでなくて、メモ渡してやってください。

○理事長（風間康静君）　はい。お答え申します。先程、新しいクリーンセンターの形がですね、先程、事前にお知らせはしていると思うんですが、要求水準書でこういう形で

動くっていうのが決まった後にこの話しが出てきて、あの今の、今度作ろうとしている、残念ながら個体のまま入れる施設ではないというのが現状です。その代わり切断して持ってきて貰えれば、それは可能だということです。ですから、今からそれを変えるためには今度、また一から全部やり直さなければならないとなれば、やはり解体をするという形をもっていくのが1番早いのではないかなと私は思っています。以上です。これでよろしいですか。

○議長（海川正則君）　いや、そうでは、私そうではないように。あの、佐藤長成君。はい。

○5番（佐藤長成君）　はい。議長のお許しを頂きましたので。

先ず、最初に、蔵王町での、そういう施設なんですけれども、解体施設を今年度予算に計上して、そういう施設を今、事を運びながら今年度中に完成するように今、事を進めております。それは、先程言ったように狩猟者の負担軽減を図るために、その1か所で解体処理をやって、それを冷凍にして、一般廃棄物、ごみですから収集業者にお願いして焼却施設まで運んで頂くというような、そういう施設でございます。今、用地確保に向けて町では一生懸命、その辺は努力をされているようでございます。

あと、先程、新クリーンセンターでの、そういう施設がもう既に要求水準書の中に、決まった中で、そういうものが入っていないという話もございましたが、それは私共、今までの経過から十分理解はしております。しかし、先程の答弁であったように、理事会によって、7ページの理事会において協議調整を行った結果、やはりこの部分なんですね。決められた以外の協議、そういう協議の中で進めて頂いて、我々、この広域で大きな問題として捉えている。協議結果こういうことに、受けられる、処理をしているんですよというような形ですから、今後の新しいクリーンセンターの中でも、こういう理事の皆さんと同じテーブルにのって協議をして頂いて、先程全国の事例も紹介しましたが、その他にもいっぱいございます。個体をそのまま、色んな形で、燃えやすいような状況で処理をする施設も作られているというようなこともございます。是非そういうことを理事会の中で調査をして頂いて、前向きな今後の検討をして頂けるものと思っております。

あと、制約がありますから最後になりますけれども、イノシシ等の鳥獣につきましては生息数の増加や生息地の拡大がおきており、農作物や生活環境への被害が、今まで申し上げたとおり大変深刻な状態になっております。答弁のように鳥獣対策は確かに、県や市町村での事務であるとはいえ、組合において、死体動物は一般廃棄物としての取り扱いでの部分であります。捕獲されたイノシシの受け入れ体制は将来に亘って、狩猟者の負担軽減が図られるよう担当課長会議では非検討して頂いて、実現出来るよう御期待を申し上げるものでございます。以上で、議会を代表しての質問を終わりますけれども、先程私、もう一回言ったことについて、もし出来れば、お答え頂ければありがたいです。

○議長（海川正則君）　はい、理事長。

○理事長（風間康静君）　はい。一番最初にその、答弁、言ったつもりなんですが、先程来から言っていますとおり、要求水準書で出しておりますので、今度はその運営会社とですね、やっぱり株式会社と話しをする。そこまでとにかくしていかないとだめだろうということで、協議をして、調整をして、何とか出来るかどうかを前向きに進めていきたい。これが理事者側の皆の意見でございます。ただ、先程来から申し上げているように、何か本当にいい方法。これから、後でちょっとお聞きしたい部分がありますので、教えて頂ければというのが、どのように切断してどうやって焼却をしたらいいか。いい案があったら逆に教えて頂ければと思います。以上でございます。

○議長（海川正則君）　以上で5番、佐藤長成君の一般質問は終わります。

次に8番、管原研治君の登壇を許します。8番、管原研治君。

○8番（管原研治君）　はい、議長。

8番、管原研治でございます。既に通告をしてございます火葬業務に伴う予約システムの導入についての御質問をいたします。

この度の質問の内容につきましては、組合の財政計画に盛り込まれている斎苑の更新に伴い、現状の火葬場の予約体制を変更することは出来ないものかという思いから伺うものであります。なぜ、このような質問をするのかという理由につきましては、2年前に七ヶ宿町の住民が他界をされ、七ヶ宿斎苑において荼毘に付される際、火葬従事者が不在で火葬執行予定時間が遅れるというハプニングが発生した経緯からでございます。この時には弔問者のひとりでもありました、町役場職員が火葬場に早めに着いたことから、火葬従事者の不在に気づき、火葬の予約受付をしている角田衛生センターに従事者不在を連絡したことにより、大事には至ることなく済んだところですが、火葬従事者は派遣されたものの、それでも火葬執行の予定時間が過ぎてしまったという経過がありました。かろうじて、葬儀、告別式までの大きな影響はなかった訳ではありますが、御遺族や御親族の方々にとって、あるいは弔問客に対し大変失礼なことであり、対応次第では大きな問題になりかねないところでもありました。

なぜ、このようなことが起きましたのか。組合議員として、後日、組合の業務課にお尋ねをしたところ、現在の連絡方法は各構成市町からの火葬申し込みを角田衛生センターで受け付けをして、予約されたことを各斎苑にファクシミリ送信し、対応していることでしたが、特に、七ヶ宿斎苑のような場合は無人のため白石斎苑での対応となっていますので、二重、三重に確認を取り、万全な体制で取り組まなければならぬものと思われます。去る、5月20日、21日の両日に亘り、組合議員の視察が行われましたが、その際に、盛岡市の斎場では、24時間住民の方が直接火葬場の空き状況が確認出来る火葬の予約システムを取り入れ利便性を図っておりました。また、奥州市のさくらぎ苑では、火葬業務を葬祭業組合に委託しており、同時に火葬の予約も葬祭業

組合に申し込みをするシステムを取り入れているとのことありました。今後、前段で申し上げましたような事件が発生しないためにも、また、圏域住民に対する利便性の向上を図るためにも、当組合において、この際、火葬予約システムの導入を検討する考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。管原議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

火葬業務に伴う予約システムの導入について、検討する考えはあるかとの御質問であります。現在、火葬の受付は、組合として窓口を一本化し、角田衛生センターにおいて、各市町の市民課、町民課等の窓口を通して、各斎苑の予約を受付けているところであります。この火葬業務に伴う予約システムの導入については、平成23年12月27日開催の第207回議会定例会において、同様的一般質問があり、お答えをしているところであります。この予約システムについては、葬祭業者に限定されており、一般の方が自由にネット上で予約を行うことは出来ないものとなっており、また、一般的には予約システムは、1圏域1斎苑の場合に大変有効なシステムであることから、導入は困難であると答弁しております。議員御承知のとおり、当組合においては、5か所の斎苑を有し、利用者は、それぞれ居住する市町により決められた斎苑を利用することが原則となっております。しかし、当該斎苑が工事等により使用することが出来ない場合、また希望執行時間が既に申し込み済みで、祭事執行時間の都合上やむを得ず、希望時間に火葬執行が出来ない場合には、利用者の利便性を図ることから、構成市町の合意のもとで、他の斎苑が空いているときに限り、相互利用出来ることを要綱に定め、実施をしている状況であります。議員御指摘の盛岡市の予約システムについては、住民の方が直接火葬場の空き状況が確認出来るものの、仮予約が出来るのは登録された葬祭業者に限られています。また、奥州市の予約システムについては、空き状況の確認、仮予約と共に登録された葬祭業者に限られます。両市共に本予約については、仮予約を基に遺族または葬祭業者が後日、死亡届、火葬許可申請を行う際に市役所等の窓口において、本予約を行うものであり、この本予約については、当組合が行っている受付業務と同様の流れであると理解をしております。盛岡市や奥州市の場合は、一つの市に一つの斎苑であることから、システムの導入が容易であると考えております。当組合の場合、2市7町において5か所の斎苑を有し、かつ、各斎苑を自由に選択し利用出来ない状況にあることから、斎苑毎に個別の予約システムを基本とし、更に相互利用を含めたシステムを構築するには多額の費用を要すること。また、施設全体で1日平均約6件という少数の受付件数であること等から、費用対効果の面において予約システムの導入は必要ないものと考えております。今後も各斎苑の受付業務につきましては、予約状況の確認を重視し、予約電話及びファクシミリの送受信を再度確認する等、連絡調整を密に行い、住民サービスの向上を

図るよう対応していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

- 8番（管原研治君）　はい、議長。
- 議長（海川正則君）　8番、管原研治君。
- 8番（管原研治君）　はい。答弁ありがとうございました。

それで今、理事長の答弁の内容をみると現状維持で、連絡調整を密にするということですが、受付業務につきましてはこれまで慎重に対応して来られた中において、只今申し上げましたような、ちょっとしたミステイクが起きてしまっている。これが現実なわけでございます。確かに盛岡市や奥州市の場合は1施設であり、予約システムも管理上、楽かと思われますが現在のITの関連技術であれば当広域、圏域、その広域の圏域でも施設それぞれに受け付けが出来るようなシステムが可能なのではないかと思っております。重ねて申し上げますが、火葬の時間が遅れるというのは遺族や親族にとっては本当に大変なことあります。このような状況下において、費用対効果という答弁の内容はいかがなものなのかと思われますし、当組合の10か年財政計画で柴田、白石斎苑の更新も計画されており、今後は民間の業者が管理するようになると思いますので、今後、更にシステム導入について検討して頂き、住民へのサービス向上に努めて頂く必要性を強く感じますことから、再度検討する体制、理事会で検討頂けるかどうか、重ねて伺いをいたします。

- 理事長（風間康静君）　はい、議長。
- 議長（海川正則君）　答弁を求めます。風間理事長。
- 理事長（風間康静君）　はい。先程も答弁をさせて頂きましたが、現在5か所の中で先ず、1町で1つの斎苑をお持ちなのが川崎町さんと七ヶ宿町さん。あとは総合的に組合を作つてやっております。その中のところでしか現状では火葬が出来ないのが原則であります。ただし、先程申し上げましたとおり、時間の色々な制約、またはいっぱいになつた場合に対しましては、他を相互利用が出来るということになっておりますので、例えば他の市町の方々が別の場所に予約をするということは、現状では無理なわけでございますので、その点御理解を頂きたい。費用対効果と言えば、やはり当然の如く、それが必要かどうかの部分だというふうに思いますので、現時点では予約システムの構築に関しての検討はちょっと考えられないなというのが現状であります。以上です。
- 議長（海川正則君）　8番、管原研治君。
- 8番（管原研治君）　はい。頭からもう、これは検討に値しないような理事長の答弁でございますので、再度伺うのも（聞き取れず）ニアミスのような気もしますけれども、答弁の内容の中にも平成23年の12月に、この定例会においても同様の一般質問があつたというふうにも答弁頂いています。ということは圏域の住民の、この目線からみますとやっぱり現状の対応に改善が必要なんではないのかというふうに感じるところから、こういった今般も、私も同様の質問に至ったのかなというふうには感じているところな

んですけれども。そういう観点から、先ずは事務レベルでシステム導入はもうちょっと検討してみる必要はあるのではないかと思いますし、併せて是非この理事会でも、より積極的な、前向きな議論をして頂けないものかというふうに思いますので、重ねて理事長の考え方をお聞きいたします。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。お答え申し上げます。先ず予約システムと業務執行体制というのは、これは異なりますので、そういう点は先ずお考え頂きたいというふうに思います。別な、今後ですよ、あくまで個人的になってしまいますが、今後、色々なところでも出来るようなことを検討していくということは、私は可能だと。ただし、それには各市町の負担が伴うということです。それを御理解のうえ、やはり、せいぜいそれ位かなと。現時点では予約システムというのは、私は不必要かなというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（海川正則君） 以上で8番、管原研治君の一般質問は終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

○議長（海川正則君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。報告第1号、繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

平成26年2月20日の第221回議会定例会において、お認めを頂きました平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算の繰越明許費について、（仮称）仙南クリーンセンター整備対策事業他2事業で総額7,294万3,000円を平成26年度に繰り越ししたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） はい。それでは、報告第1号につきまして、理事長の命により詳細説明をさせて頂きます。

議案書の2ページをお願いいたします。平成25年度仙南地域広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書でございます。翌年度繰越額は、3つの事業合計で7,294万3,000円となっております。繰り越し事業の内容といたしまして1点目は、4款2項、清掃費に係る（仮称）仙南クリーンセンター整備対策事業でございます。こちらは角田市で実施いたします整備対策事業、8事業のうち2つの事業で用地費等の確定が出来ないことから1,453万8,000円の繰り越しをいたしたものでございます。

2点目は、5款1項、消防費に係る水槽付消防ポンプ自動車整備事業でございます。震災により契約量が増え、資材不足により年度末に納入が困難なことから、係る事業費5,054万4,000円の繰り越しをいたしたものでございます。

3点目は、同じく5款1項、消防費に係る角田消防署丸森出張所庁舎建設事業でございます。新庁舎部分は年度内に完成の見込みでありましたが、旧庁舎の解体部分について、年度内に完成が見込めないことから、旧庁舎解体工事相当分と庁舎建設施工監理委託料を合わせまして、786万1,000円の繰り越しをいたしたものでございます。全体の繰り越し財源といたしましては、水槽付消防ポンプ自動車整備事業の分につきましては、緊急防災減災事業債を充当することから、地方債の4,810万円を未収入特定財源として繰り越し、その他は一般財源2,484万3,000円となっております。以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。以上で、報告第1号は終わります。

日程第6 第15号議案 専決処分の承認を求めるについて（平成25年度
仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 第6
号）

○議長（海川正則君） 日程第6、議案第15号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第15号議案、専決処分の承認を求めるについて御説明をいたします。

専決処分した内容は、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第6号で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万9,000円を追加し、予算の総額を45億2,188万円とした他、地方債の補正を行い、消防債を2,760万円減額し、補正後の限度額を1億8,110万円といたしましたものであります。

専決処分した理由といたしましては、本年3月下旬に角田消防署丸森出張所庁舎建設に係る国庫補助金の追加内示があったことに加え、その後に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトル入札拠出金の収入があったことから、これらを併せ一般会計補正予算を編成したものです。補正予算編成が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせたますので、よろしく御審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） はい。それでは、第15号議案につきまして、理事長の命により詳細説明をさせて頂きます。

議案書の4ページをお開き願います。専決処分書になります。専決処分の日付は平成26年3月31日でございます。ここで別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と書かれております平成25年度予算書3月補正、こちらの方を御用意頂きまして、こちらの1ページをお開き願います。

平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第6号となっております。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,188万円といったものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。こちらは歳入予算の補正になっております。3款、国庫支出金。1項2目の消防費、国庫補助金で2,952万9,000円の追加となっております。これは角田消防署丸森出張所庁舎建設に係る森林整備加速化林業再生事業費補助金につきまして、2,952万9,000円の追加交付があったものでございます。

続きまして、5款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、物品売払収入におきまして、仙南リサイクルセンターの資源回収物売払代780万円を追加したものでございます。これは仙南リサイクルセンターで処理をいたしましたペットボトルにつきましては、圧縮梱包後、容器包装リサイクル協会の方に引き渡しております。容器包装リサイクル協会の方ではその後、売払いの方を行っております。その結果、入札拠出金いわゆる精算金といしまして、同協会から平成26年2月分までの収入があったことから780万円を追加しております。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。仙南リサイクルセンターに資源回収物売払代780万円の追加収入に伴い、予定しておりました財政調整基金からの繰入金800万円を減額しております。

また、9款、組合債、1項2目の消防債では、森林整備加速化林業再生事業費補助金2,952万9,000円の追加交付に伴い、補助裏分の起債2,760万円を減額しております。

続きまして、歳出予算の補正ですが10ページ、11ページをお開き願います。10ページの上段、10ページの下段ですが、歳入歳出に伴う財源更正となってございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。歳入歳出予算調整のため172万9,000円の予備費を追加しております。以上が、専決処分いたしました平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第6号でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（馬場勝彦君）　はい、議長。

○議長（海川正則君）　6番、馬場勝彦君。

○6番（馬場勝彦君）　はい。大変すいません。1点だけ、ちょっと教えて頂きたいのですが、今回、財産売払収入等により、ちょっと、繰入金の中で財政調整基金の方に800万程入れておりますが、繰り戻しておりますが、実際今、財政基金というのは総額、いくら位になっておられるのか、その件についても併せて教えて頂きたいと思います。

○議長（海川正則君）　企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君）　はい。馬場議員の御質問にお答えをさせて頂きます。

平成26年3月31日現在で、組合の財政調整基金トータルは3億9,529万4,292円でございます。すいません。もう一度読み上げます。3億9,529万4,292円でございます。以上です。

○議長（海川正則君）　他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第15号、専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君）　起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第222回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変、御苦労様でございました。

午後4時7分　閉会